

# 第3回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月19日(金) 13時30分～15時34分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (8人)

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
塩	田	善	大
小	針	重	男
佐	藤	正	尉
常	松		栄
佐	藤	光	榮
大	須 賀		隆
塚	目		剛
佐	藤	恵	司
金	子	光	彌
車	田	敏	和
石	井	透	公

4 欠席委員 (1人)

石 塚 繁 男

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地賃貸借の合意解約について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 現況確認証明申請適否決定について

議案第4号 令和2年度農用地利用集積計画適否決定について

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理  
事務局長 これより令和3年第3回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。  
会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと  
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致  
します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は8名、届出欠  
席委員は 石塚委員 です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規  
定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名に  
ついては 塩田委員 、 小針委員 の兩名をお願い致します。  
それではただいまから議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」  
の件を議題といたします。No.1について事務局より説明を願います。  
事務局 (1ページ～2ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていた  
だきます。  
(13:37決定)

議長 次に、No.2「について事務局より説明を願います。  
事務局 (3ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていた  
だきます。  
(13:39決定)

議長 次に、農地賃貸借の合意解約についての件を議題といたします。No.1からNo.  
5については関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説  
明を願います。  
事務局 (6ページ朗読)

事務局 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:45決定)

議長 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。  
No.1について事務局より説明をお願いします。

事務局 (12ページ~13ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。7番委員よりご説明をお願いします。

7番委員 3月15日に譲渡人の■■■■■さんに確認したところ、間違いございません。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

議長 それでは意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:49決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明をお願いします。

事務局 (14ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。5番委員よりご説明をお願いします。

5番委員 本件につきまして3月15日の午後、■■■■■さん宅を訪問いたしまして確認致しました。相違はないとのことでご審議の程よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:53決定)

議長 続いて議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」の件を議題といたします。No.1について事務局より説明をお願いします。

事務局 (15ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。7番委員よりご説明をお願いします。

7番委員 3月15日に設定人である■■■■■さん宅を直接訪問しましてこの度の仔細を確認したところ、間違いありません。それと、■■■■■さんという方で携帯での連絡であります。内容を確認したところ、お互い同意書をとってあります。間違いありませんとのことで機関については1年

間ということで確認をいたしましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:59決定)

議長 続いてについてNo.2事務局より説明を願います。

事務局 (15ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。1番委員 よりご説明願います。

1番委員 ■■■さん、■■■さん、■■■に3月18日に電話確認したところ、間違いないとのことでしたので審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:03決定)

議長 続いて議案第3号「現況確認証明申請適否決定について」を事務局より説明を願います。

事務局 (22ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。7番委員 よりご説明願います。

7番委員 この案件なんですけど、3月15日の9時半ころから兩名と会長と事務局と委員である■■■さんの5名で現地の確認に行き、立会人は■■■さんのご息の■■■さんに立ち会っていただき現況を確認したところ、写真の通りこれを畑に戻すのは非常に不可能ではないかなあと、いう判断をもとに私は見てきました。ご審議を頂きたいと思います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:08決定)

議長 続いて議案第4号「令和2年度農用地利用集積計画適否決定について」を  
No.1より事務局より説明を願います。

事務局 (27ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明  
願います。

推進委員 こちらの件について3月17日に■■■■さん、■■■■さん双方にて  
確認したところ、こちらの内容で間違いのないことをご審議の程、よろし  
くお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:11決定)

議長 続いてNo.2とNo.3については関連がございますので一括審議とさせていた  
だきます。事務局より説明を願います。事務局より説明を願います。

事務局 (27ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。同じく 西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 より  
ご説明願います。

推進委員 ■■■■さん、■■■■さんともに3月17日に確認致しましたとこ  
ろ、この内容で間違いございません。ご審議の程、よろしくお願いいたしま  
す。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:15決定)

議長 続いてNo.4について事務局より説明を願います。

事務局 (27ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。上松本・下松本 農地利用最適化推進委員 よりご説明  
願います。

推進委員 3月16日に、電話にて兩名に確認したところ、この内容で間違いのないとのことです。ご審議願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17決定)

議長 続いてNo.5からNo.7については関連がございますので一括審議とさせていただきます。事務局より説明を願います。事務局より説明を願います。

事務局 (27ページ～28ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 No.5、No.6、No.7についてそれぞれ3月16日に電話で確認した所、相違ないという事でしたので、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:23決定)

議長 続いて、No.8について事務局より説明を願います。

事務局 (28ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 只今の件に関しまして、3月17日電話連絡にて確認をしました。その結果、この事務局の内容に相違ございません。ご審議下さい。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:25決定)

議長 続いて、No.9について事務局より説明を願います。

事務局 (28ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明をお願いします。

推進委員 只今の件に関しまして、同じく3月17日に電話にて了解を得ました。審議の程、よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(14:27決定)

議長 続いて、No.10について事務局より説明をお願いします。

事務局 (28ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明をお願いします。

推進委員 この件に関しましても、事務局の方から報告があったように、なんの問題ありません。審議の程、よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(14:32決定)

議長 続いて、No.11、No.12については関連がございますので、一括審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (28ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明をお願いします。

推進委員 それでは報告いたします。この新規の案件に関しまして、XXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさんに電話にて確認をいたしました。その結果、事務局の説明通り、なんの問題もございませんので、改めてご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 これは、公社と単年度事業で良いのかな。

事務局 単年度です。  
8番委員 単年度としてやり取りして、ここの内訳ではわかりにくいですが、10aあたり13,000円のやり取りは、■■■さんと■■■さんと直接やり取りするようになると思うんです。違う？あくまでも振興公社との取引で、■■■さんは振興公社に払う。振興公社から■■■さんの所に来る、という流れになる。5年間振興公社がやる。その話は出来なかったのかなのかと思って。

事務局長 せつかくなので、説明いたします。中々わかりにくい制度ですが、いわゆる農業振興公社と言いますのでは、よく聞く中間管理機構で俗にいう農地バンクという所で、こういった仲介をやったり、借り手のいない農地を意欲のある農家の方に貸したりしている所でございます。今ほども話があったように、なんでわざわざここを通して貸し借りしなくても直接貸せばいいのに、と皆さんも疑問に思われるかと思えます。一番のメリットは、確実に振興公社さんの方でお金を回収して頂いて、確実に貸している方についても間違いなく、期日までに支払って頂くというのが、メリットでございます。中には、払う払わないでトラブルになるケースもございますが、このような制度を使って頂ければ、特に■■■さん女性ですので、双方共に賃借料が発生します。その分、安心料というような事でこのようなものを利用するケースも増えているというような事で、補足させていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
その他、わからない点がございましたら遠慮なく質問してください。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:39決定)

議長 続いて、No.13について事務局より説明願います。

事務局 (29ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 こちらの件に関しまして、3月14日に双方に電話で確認した所、こちらの内容で間違いありませんでしたので、審議の程宜しくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)



意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:40決定)

議長 続いて、No.14について事務局より説明願います。

事務局 (29ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 こちらの件も、3月14日に双方に確認し間違いありませんでしたので、審議の程よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:43決定)

議長 続いて、No.15からNo.18については関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説明願います。

事務局 (29ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 こちらの件に関しましても、双方に電話で確認し、新規の内容で間違いありませんでした。審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:47決定)

議長 続いて、No.19からNo.23については関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説明願います。

事務局 (29ページ～30ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委

員 よりご説明を願います。

推進委員

こちらの件に関しましても、双方に電話で確認し、新規の内容で間違いありませんでした。審議の程、よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:53決定)

議長

続いて、No.24について事務局より説明願います。

事務局

(30ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員

3月14日に、■■■■さんに会って確認いたしました。■■■■さんについては、3月16日に電話で確認いたしました。審議の程、よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:56決定)

議長

続いて、No.25について事務局より説明願います。

事務局

(30ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員

■■■■さんには3月14日、■■■■さんには3月16日に確認いたしました。新規で間違いありませんでしたので、審議の程、よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:58決定)

議長 続いて、No.26について事務局より説明願います。  
事務局 (30ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 委員より  
ご説明を願います。  
推進委員 ■さん宅にて、3月14日に再設定で内容には間違いないという事で  
した。審議の程、よろしく願います。  
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:00決定)

議長 続いて、No.27について事務局より説明願います。  
事務局 (31ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご  
説明を願います。  
推進委員 ■さん宅は自宅にいた方で、内容を分かっておりましたので確認してお  
ります。■さんは、3月17日に電話でやり取りし確認をいたしま  
した。新規であります。内容には間違いありませんので、審議の程、よろ  
しく願います。  
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
8番委員 推進委員からも説明がありましたが、この■さんですが、新規で■君  
がやるんだね。  
推進委員 そうです。  
8番委員 その間は、誰がやっていたの？誰がやっていたのかはわからないけど、■  
君は間違いなく申請出てきているから。小さい面積ならわかるけど、  
12,000㎡の面積を申請しないで作付けしていたという事だよ。こ  
ういうのは農業委員会でも、ある程度調べなきゃいけない問題ではないの  
かなと思います。私の意見です。  
議長 小川で■は1件しかないのかな？  
推進委員 そうです。  
事務局長 おそらく、何かトラブルがあって抜けたという訳ではないと思うんです。  
私共でも、期限切れの際には、期限の切れる一か月前に「期限が切れます

よ。再設定しますか？」というようなご案内を差し上げている所であります。ところが、■■■■さんの案件に関しましては、本当に新たに新規で来たわけですから、やはり考えられる事は、先程、8番委員がおっしゃったように、農業委員会を通さないで恐らくこの位の値段でという事で、言葉は悪いですが、闇小作だったのかなという事が考えられます。■■■■さん、認定農業者さんでしっかりされた方ですので、新たに借り受けたという事ですが、恐らく前々から半俵ぐらいで貸していたという事で、この設定になったという事だと思います。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。他に質問等ございますか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願ひます。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:13決定)

議長

続いて、No.28、No.29については関連がございますので、一括審議いたします。事務局より説明願ひます。

事務局

(31ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願ひたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願ひます。

推進委員

No.28、29について、3月14日に■■■■さんに会いまして、再設定で間違いなしとの事でした。審議の程、よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願ひます。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願ひます。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:17決定)

議長

続いて、No.30について事務局より説明願ひます。

事務局

(31ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願ひたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願ひます。

推進委員

3月14日に、■■■■さん宅に行きまして確認してきました。新規であります。それで間違いなしという事でしたので、審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:20決定)

議長 続いて、No.31からNo.35については関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説明願います。

事務局 (31ページ、32ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 3月14日に■■■さんを除きまして話をしました。■■■さん本人と話が出来まして、■■■さんの分は、■■■さんと十分やり取りが出来るので、話を聞いてみてくださいという事で聞いて参りました。新規であります。間違いありませんでしたので、審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 ■■■さんの分の説明をして下さい。

議長 よろしく願います。

事務局 実は、扱いは新規になっていますが、元々農協さんでいわゆる農地流動化という事で、今の振興公社さんと同じ事業をされておりました。ところが平成28年から、農地中間管理事業が出来た事によって、今は農協さん、この事業が出来たことによって、流動化事業はやっていないという話なんです。この5件の案件については、全て農地流動化で前に契約していましたが、今回、農地中間管理事業で振興公社を通すという事で、扱いは新規になっております。この倉田さんは、こちらを借りて自然薯をやられているという風に確認しております。以上でございます。

8番委員 今まで農協でやっていたやつがなくなったから、農業委員会に上がって来たという事ですね。

事務局長 わかりました。

議長 他にありませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:27決定)

議長 続いて、No.36の説明に入る前に、この議事案件は 8番委員 の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、8番委員 は退席願います。

(8番委員 退席)

議長 事務局より説明を願います。

事務局 (32ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。 沖内・高林地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 ■■■■さんに3月14日、同じく■■■■さんに3月14日に確認いたしました。新規で、期間、賃借料共に間違いございませんので、ご審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:30決定)

(8番委員 着席)

議長 続いて、No.37について事務局より説明願います。

事務局 (32ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。 高林・沖内地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 こちらの件に関しまして、■■■■さん、■■■■さんに3月14日に電話で確認を取りまして、再設定で期間、賃借料共に間違いございません。ご審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:33決定)

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理

以上を持ちまして、第3回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(15:34終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和3年 4月22日

内山正勝



塩田善大



小針重男

